

### 就労を証明する確認書

これは、就労（就学）証明書の事業主の押印を不要とする代わりに提出していただくものです。  
必ず就労（就学）証明書とセットにして、子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書兼  
現況届に添付してください。

\*\*\*\*\*

#### ■保護者記入欄

利用（予定）施設名	
児童名（生年月日）	（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 在園 <input type="checkbox"/> 新規
	（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 在園 <input type="checkbox"/> 新規
	（ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 在園 <input type="checkbox"/> 新規

以下のいずれかの書類を添付または署名をしていただく必要があります。

#### 【添付するものにチェックを入れ、必要書類を貼り付けてください】

- 就労証明書のデータを事業主が保護者に送った際の、メール受信画面等を印刷したもの
- 就労証明書の発行主体が電子署名を保有している事業主の場合は、電子署名されたもの
- 直近1か月の給与明細書の写し
- 本人名義の健康保険証の写し（家族（被扶養者）は除く。国民健康保険は不可）  
※健康保険法等により、保険証の写しを添付する場合は、被保険者記号・番号が見えないように塗り潰してください。

#### ●ご注意ください

保護者が事業所名の記入されている就労証明書または就労証明書に係る電子データを事業主に無断で作成し、または無断で改変等を行ったときには、申請内容に虚偽があるものとして、入園決定が取り消しになります。（在園児の場合は退園となります。）

また、この場合、事業主の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪または私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立するおそれがありますので、ご注意ください。

#### 【参考】

- 有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役
- 私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

なお、就労（就学）証明書の記載内容の確認のため、事業所（記入者等）に問い合わせる場合があります。

上記のいずれも添付ができない場合は、署名でも可能です。

- 事業主に無断で作成または改変等をしていないことを約束します。

保護者（就労者）氏名（自署）： \_\_\_\_\_

確  
認  
書  
類  
  
貼  
り  
付  
け  
部  
分